

☆ 令和6度学童クラブ利用料 免除のご案内 ☆

重要 昨年度免除対象となった方も毎年度の免除申請が必要です。

- ・学童クラブ利用料減免申請は、毎年度の申請が必要です。令和5年度に利用料の免除を受けた方も、令和6年度分として『新BOP学童クラブ利用料減免申請書』を提出してください。
- ・令和6年度に就学援助費や生活保護の受給が決定されても、学童クラブへ減免申請書の提出がないと、学童クラブ利用料の免除にはなりませんのでご注意ください。(令和6年度の就学援助費について、小学校から全児童にお知らせが配布されています。就学援助費の申請書の配布場所、提出先は学校または教育委員会学務課です。)
- ・令和6年度分の学童クラブ利用料減免申請の最終受付日は、令和7年3月31日です。年度を越えての申請はできませんのでご注意ください。

☆ 学童クラブ利用料 免除の対象世帯 ☆

学童クラブの利用料は月額5,000円です。ただし、以下①～③の世帯は利用料の全額が免除されます。

- ① 生活保護を受給している世帯
- ② 住民税が非課税の世帯（世帯の16歳以上の全員） ※
- ③ 就学援助費を受給している又は、
就学援助費の認定基準に該当する世帯（給食費のみ免除の場合を除く）

【非課税で申請する場合の注意事項】

令和6年1月1日時点で他自治体および海外に在住の場合、世田谷区で課税状況を確認することができないため、以下のとおり添付資料が必要となります。なお、その際の費用は申請者様の負担となるため、ご了承ください。

- ① 国内の他自治体に在住の場合：在住していた自治体から非課税証明書を取り寄せて添付してください。
- ② 海外に在住の場合：令和5年の給与証明等を添付してください。
※令和5年の給与所得が世田谷区の非課税対象に該当する場合に減免の対象となります。

☆ 長期欠席による利用料の減額について ☆

児童の病気・負傷や、長期休暇中(夏季休暇の都外への旅行等)により、やむを得ず学童クラブを長期欠席する場合は、事前に『学童クラブ利用料減免申請書』を提出してください。時間延長を利用されている方は、併せて『新BOP学童クラブ延長利用料減免申請書』も必ずご提出ください。

★ 免除の対象月

①生活保護世帯	生活保護の受給開始月（令和6年4月以降）	～令和7年3月分
②非課税世帯	令和6年度学童クラブ入会月 （または世帯構成が変わり非課税世帯となった月）	～令和7年3月分
③就学援助費等世帯	令和6年度就学援助費受給開始月	～令和7年3月分

申請方法は裏面参照

①申請方法

【紙の申請書】もしくは【オンライン申請】のいずれかの方法で、児童ごとにお手続きください。(兄弟であってもそれぞれの児童分の申請が必要です。)

○【紙の申請書の場合】

入会している新BOP学童クラブから『新BOP学童クラブ利用料減免申請書』を受け取り、必要事項を記入して新BOP学童クラブにご提出ください。

※時間延長を利用されている方は、併せて『新BOP学童クラブ延長利用料減免申請書』も必ずご提出ください。利用料減免申請書の受け取り・提出の窓口は、利用している学童クラブです。

○【オンライン申請の場合】

区のHPからオンライン申請フォームに遷移して手続きが可能です。

リンク先はこちら(区HPに遷移します。)⇒

**②結果の通知**

利用料減免申請書を学童クラブに提出いただいた後、児童課で審査のうえ、免除の承認・不承認の通知をご自宅に郵送します。それまでは、利用料減免申請書を提出済みの方の利用料は請求いたしません。(免除が不承認となった場合は、後日まとめてお支払いいただきます。)

利用料減免制度 よくあるご質問

Q 1. 就学援助費の審査結果が出てから、学童クラブの免除を申請するのですか？

A 1. いいえ。就学援助費の審査結果を待たず、先に学童クラブの減免申請書を提出してください。(減免申請が遅れると、利用料還付の手続きが発生する場合があります。)

Q 2. 利用料免除の申請が遅れてしまいました。申請月からの免除になりますか？

A 2. いいえ。年度内であれば、生活保護・就学援助費の受給開始月にさかのぼって、免除が承認されま
す(非課税世帯の場合は、その年度の入会月から免除)。なお、免除対象月が支払い済みの場合は、
還付の手続きを行います。

Q 3. 収入がほとんどありません。住民税非課税世帯として免除を受けられますか？

A 3. 令和5年1月～12月分の所得を申告していて、世帯全員の住民税が非課税であれば、免除の対象になります。所得申告をしていない方は、区役所課税課にお問い合わせください。また、就学援助費の対象になる可能性がありますので、教育委員会学務課にお問い合わせください。

Q 4. 就学奨励費を受給しています。利用料は免除になりますか？

A 4. いいえ。就学援助費と就学奨励費の支給基準が異なるため、就学奨励費を受給しても免除の対象にはなりません。ただし、世帯の所得が就学援助費の支給基準を満たすのであれば、利用料免除の対象になる場合があります。詳しくは児童課にお問い合わせください。

Q 5. 保護者が病気休暇を取って自宅にいるため、しばらく学童クラブの利用が必要ありません。長期で欠席するので利用料は減額になりますか？

A 5. いいえ。児童の病気・負傷ではないため、長期欠席による減額の対象になりません。その間の学童クラブ利用の必要がなければ、退会と再入会の手続きをお願いします。